

■高齢者とそのまわりの方に気を付けてほしい消費者トラブル10選

- ・屋根や外壁、水回りなどの“住宅修理”
- ・保険金で住宅修理できると勧誘する“保険金の申請サポート”
- ・“インターネットや電話、電力・ガスの契約切替”
- ・“スマホのトラブル” 契約内容や操作を確認
- ・健康食品や化粧品、医薬品などの“定期購入”
- ・パソコンに警告表示“サポート詐欺”
- ・“架空請求”、“偽メール・偽SMS”
- ・在宅時の突然の“訪問勧誘、電話勧誘”
- ・“不安をあおる、同情や好意につけこむ勧誘”
- ・偽サイトなどに注意“インターネット通販”

<ひとこと助言>

- ☆ 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。
- ☆ 消費生活センター等へは家族やホームヘルパー、地域包括支援センターなどの職員からでも相談することができます。身近な方がトラブルに気付いた場合には、できるだけ早く相談してください。

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

## 【消費生活に関するご相談は・・・】

### ☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

### ☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

#### ◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

#### ◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

#### ◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- 相談電話：097-536-5000

---

### ☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → [iness.csm@pref.oita.jp](mailto:iness.csm@pref.oita.jp) （メルマガ専用アドレス）

# 見守り 新鮮情報

- ◆ 屋根や外壁、水回りなどの“**住宅修理**”
- ◆ 保険金で住宅修理できると勧誘する“**保険金の申請サポート**”
- ◆ “インターネットや電話、電力・ガスの**契約切替**”
- ◆ “**スマホのトラブル**” 契約内容や操作を確認
- ◆ 健康食品や化粧品、医薬品などの“**定期購入**”
- ◆ パソコンに警告表示“**サポート詐欺**”

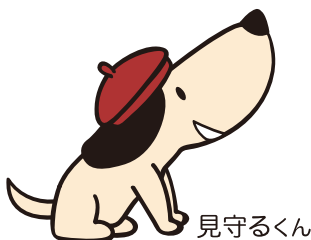
## 高齢者とそのまわりの方に 気を付けてほしい 消費者トラブル10選

- ◆ “架空請求”、“**偽メール・偽SMS**”
- ◆ 在宅時の突然の  
“**訪問勧誘、電話勧誘**”
- ◆ “不安をあおる、同情や好意に  
つけこむ勧誘”
- ◆ 偽サイトなどに注意  
“**インターネット通販**”



©Kurosaki Gen

### ひとこと助言



見守るくん

他人事じゃ  
ないよ

- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン 188）。
- 消費生活センター等へは家族やホームヘルパー、地域包括支援センターなどの職員からでも相談することができます。身近な方がトラブルに気付いた場合には、できるだけ早く相談してください。